

4

当福祉サービスは、「居宅介護支援サービス」を提供します。  
この契約書・重要事項説明書は、当事業所の概要や提供するサービス内容、契約上ご注意  
いただきたいことを説明いたします。



## 「げんき館デ イサービスセンター」重要事項説明書



**“ハートフルケア”  
真心こめて行ないます**

JA鶴岡 げんき館デイサービスセンターは、次の介護保険事業の指定を受けています。

- 通所介護事業 〔山形県指定 第0670700590号〕  
要介護1～5と認定された方が対象となります。
- 鶴岡市・日常生活支援総合事業・現行相当  
〔鶴岡市指定 第0670700590号〕  
総合事業と、認定された方となります。  
\*但し、介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### JA鶴岡げんき館デイサービスセンター

〒997-0368 山形県鶴岡市青龍寺字村下 34-1  
TEL 0235-29-7725 FAX 0235-24-3311  
E-mail genki@ja-tsuruoka.or.jp

令和6年6月22日現在

## 1. 事業者

名称・法人種別	鶴岡市農業協同組合（JA鶴岡）
代表者名	代表理事組合長 保科 亙
本所所在地 TEL・FAX	〒997-8558 鶴岡市日吉町3番1号 TEL 0235-23-5090(代) FAX. 0235-23-6538
業務の概要	農業協同組合法 法律第132号による総合農協として 昭和47年3月31日設立 事業地域は鶴岡市地域 指導事業・販売事業・購買事業・信用事業・共済事業・利用事業 老人の福祉に関する施設等の業務を行なっています。
事業所数	本所1、支所4、金融本店1、事業所2、農業振興センター1、CE6、RC3、 農業倉庫4、集荷施設4、農機自動車工場4、給油所3、JAグリーン2、 生産配送センター1、不動産センター1、福祉サービス1、デパートセンター1、オートステイ1、 ATM12台

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

通所介護事業 指定No.0670700590	指定日：平成15年3月19日〔事業所管理者 若生ひろ子〕
	所在地：鶴岡市青龍寺字村下34-1 TEL 0235-29-7725 FAX 0235-24-3311 名称：JA鶴岡 げんき館 デイサービスセンター
総合事業 現行相当 指定No.0670700590	指定日：平成29年4月1日〔事業所管理者 若生ひろ子〕
	所在地：鶴岡市青龍寺字村下34-1 TEL 0235-29-7725 FAX 0235-24-3311 名称：JA鶴岡 げんき館 デイサービスセンター

### (2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように、支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービス・介護予防通所介護サービスを提供します。

### (3) 当事業所の運営方針

サービスの提供にあたっては、適切な介護技術をもって親切丁寧に行い、ご契約者及び家族も含め満足頂けるサービスを目指します。

### (4) 通常の実施地域

鶴岡市全域

### (5) 営業日及び時間

営業曜日	月曜日から土曜日（祝日含む）	日曜日
利用時間	通常時間 午前9時～午後4時30分	休業
	延長時間 午前8時30分～9時	
	延長時間 午後4時30分～6時30分	

(注) 年末年始(12/31～1/4)はお休みとなります。

### (6) 利用者定員

25名

## (7) 職員体制

職 種	職 務 内 容	常 勤	非 常 勤
管理者	総括・事務部門	1名	
生活指導職員	生活相談全般	2名(1)	
看護職員	看護業務全般	2名(1)	1名
機能訓練指導員	看護職兼務	3名(2)	
介護職員	介護・養護・介助支援	5名(1)	1名
調理員	外部委託	2名	

( )は内数兼務人数

## (8) サービス概要

- ①送迎サービス (ご自宅までの送迎を行います。)
- ②食事提供 (栄養並びにご契約者の身体の状況に合わせて食事を提供します。)
- ③血圧や体温の測定 (全員の方々の来所日の変化を記録します。)
- ③入浴 (身体の状況に合わせた入浴を提供します。※車いす入浴)
- ④日常生活のお世話・話し相手
- ⑤機能訓練
- ⑥園芸体験・レクリエーション (利用者の希望を取り入れます。)
- ⑦運動器機能向上訓練
- ⑧口腔機能向上訓練

## 3. サービス利用料金及び支払方法

### (1) サービス利用料金

次ページの料金表の通りです。

### (2) 利用料金の支払い方法

利用料金の支払いは、月末×切の翌月 25 日 (但し、25 日が休業日の場合は翌営業日とする。) とし、原則として契約者又は利用者名義の当 JA 鶴岡貯金口座振替 (貯金口座振替依頼書に基づく) で処理させていただきます。

上記の利用者負担金は、「法定代理受領 (現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料 (10 割) を支払い、その後市町村に対して保険給付分 (9 割) を請求することになります。

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合には、全額 (10 割) が、ご契約者のご負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

## 4. 秘密保持の徹底について

当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族秘密情報の守秘義務を徹底します。(個人情報を用いる場合は、当該者の同意を文書で確認致します)

## 5. 緊急時の対応について

- (1) 緊急事故及び容体の急変等について、当事業所職員の判断により、救急車による搬送及び救急処置、家族及び主治医の連絡を行い必要な処置及び対応を行います。
- (2) 当事業所が利用者に対するサービス提供中により事故が発生した場合には、速やかに行政、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を行なった記録を残します。
- (3) 当事業所の責任で事故が発生した場合には、当JAが加入する共済の補償する範囲内において損害賠償を速やかに行います。

## 6. 苦情の受付 当事業所等における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

### (1) 当事業所の窓口

受付窓口	電話番号	事業管理者
JA鶴岡 げんき館 デイサービスセンター	0235-29-7725	所長 若生ひろ子

### (2) 行政機関その他の苦情受付

受付窓口	電話番号	担当部署
鶴岡市役所 鶴岡市馬場町 9-25	0235-25-2111 内線 671、682	健康福祉部 長寿介護課
山形県国民健康保険団体連合会 寒河江市大字寒河江字久保6番地	0237-87-8006	介護サービス苦情処理室

## 7. その他

### (1) 従業員研修

身体拘束研修、感染予防研修、虐待防止研修、ハラスメント研修も行っています。また、発生時の対応マニュアル、BCP マニュアル等の非常時のマニュアルを整備し、各指針のもと研修、委員会活動を行っています。

### (2) ハラスメント対策

- ① 事業所は、適正なサービスの提供を確保する観点から、事業所内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じます。
- ② 利用者又はその家族による職員への身体的暴力、精神的暴力やセクシャルハラスメントがあった場合、事業所が利用者へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があることについて利用者及びその家族に説明するとともに対応方針の整備等、必要な措置を講じます。

### (3) 非常災害時の対策

別途定める消防計画、各種マニュアル及びBCP マニュアルに則り対応します。

◇複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧出来ますが、複写物(コピー)を必要とする場合には、実費(1枚 10円)を頂きます。

(介護予防)通所介護サービスの提供の開始に際し、「げんき館デイサービスセンター重要事項説明書」を基に説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて鶴岡市農業協同組合より「(介護予防)通所介護サービス」の説明を受け、サービスの提供の開始に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 \_\_\_\_\_)

## ◇サービス利用料金 1日5時間以上の利用

### 日常生活支援・総合事業・通所型サービス現行相当

総合事業の事業対象者と、認定された方が対象です。

総合事業認定	基本料金	加算料金（1ヶ月あたり利用）
要支援1	（1回 4,360円） 月5回以上で （1ヶ月 17,980円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1 880円 要支援2 1,760円</li> <li>・科学的介護推進体制加算 400円</li> <li>・通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 保険適用部分総額の 9.2%</li> </ul>
要支援2	（1回 4,470円） 月9回以上で （1ヶ月 36,210円）	

- \* 自己負担金額は、市から発行された負担割合証に準じた金額となります。  
但し、介護保険の支給基準限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。
- \* リネン（入浴時のバスタオル・フェイスタオル）代 1回のご利用につき100円となります。
- \* 食事代は1食 720円となります。
- \* 当事業所では食事代その他、行事によって実費を徴収する場合があります。
- \* キャンセル料は前日の8:30までは無料となります。それ以降は食事代のみを徴収させていただきます。
- \* サービスの利用を中止する場合は、速やかにご連絡願います。
- \* 営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

## ◇サービス利用料金 1日7～8時間利用

### 通所介護サービス

要介護 1～5 と認定された方が対象です。

介護認定	基本料金（1回）	加算料金（1回）
要介護 1	6,580 円	・入浴加算 I 400 円 ・サービス提供体制強化加算 I 220 円
要介護 2	7,770 円	・個別機能訓練体制加算 I イ 560 円 ・個別機能訓練加算 II 200 円/月
要介護 3	9,000 円	・科学的介護推進体制加算 400 円/月
要介護 4	10,230 円	・通所介護処遇改善加算 I ・1 か月当り利用 保険適用部分総額の 9.2%
要介護 5	11,480 円	

\*

自

己負担金額は、市  
から発行された負  
担割合証に準じた  
金額となります。

但し、介護保険の支給基準限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

- \* リネン（入浴時のバスタオル・フェイスタオル）代 1 回のご利用につき 100 円となります。
- \* 食事代は 1 食 720 円となります。
- \* 当事業所では食事代の他、行事によって実費を徴収する場合があります。

- \* キャンセル料は前日の 8 : 30 までは無料となります。それ以降は食事代のみを徴収させていただきます。
- \* サービスの利用を中止する場合は、速やかにご連絡願います。
- \* 営業時間            午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで

## 個人情報使用同意書（提供事業者用）

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

#### 2 使用する事業者の範囲

サービス提供事業所、主治医、地域包括支援センター、その他サービス提供に関する機関

#### 3 使用する期間

令和 年 月 日 から 年 月 日まで

#### 4 条 件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

鶴岡市農業協同組合 げんき館デイサービスセンター 殿  
及び上記2記載の各事業者 殿

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 \_\_\_\_\_)